

奈良県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 栗山道義

### 奈良県人事委員会規則第四十号

奈良県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

奈良県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年八月奈良県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

- 別表第一本庁の項中「教育長 教育次長」を「教育次長」に改める。
- 別表第二本庁の項中「教育長 教育次長」を「教育次長」に改める。
- 別表第三本庁の項中「教育長 教育次長」を「教育次長」に改める。
- 別表第四本庁の項中「教育長 教育次長」を「教育次長」に改める。
- 別表第五本庁の項中「教育長 教育次長」を「教育次長」に改める。

別表第六本庁の項中

局	村長部局	課長 会計管理者
教育委員会事務		教育長

村長部局	課長 会計管理者
------	----------

を

に改める。

別表第七本庁の項中「教育長 次長」を「次長」に改める。

別表第八本庁の項中

局	教育委員会事務	局長 会計管理者
	教育長	

を

村長部局	課長 会計管理者
------	-------------

に改める。

別表第九本庁の項中「教育長 教育次長」を「教育次長」に改める。  
別表第十本庁の項中「教育長 教育次長」を「教育次長」に改める。  
別表第十一本庁の項中「教育長 教育次長」を「教育次長」に改める。

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第十六条第一項の教育委員会の教育長(以下「旧教育長」という。)に係るこの規則による改正後の奈良県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の適用は、旧教育長が在職する間は、なお従前の例による。